

「久米南町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例(案)」に対する町民意見等の募集結果について

平成28年7月1日から平成28年8月1日までの間、「久米南町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例(案)」について、久米南町パブリックコメント実施要綱により御意見を募集したところ、次の6件が寄せられました。これらの御意見等に対する町の考え方を記載しておりますので御覧ください。貴重な御意見ありがとうございました。

計画全般

| | 項目 | 意見の要旨 | 町の考え方 |
|---|--------------|--|---|
| 1 | 第5条(町民等の役割) | <p>第5条第2項について検討する必要があると思う。1人にその権限を一任するのも問題だが、町民等全員が連絡した場合、町役場の迅速な対応が求められるかと思う。町民 役場担当者 協議会(審議会)と段階を踏んだ条文構成が理想だと思う。</p> | <p>第5条の条文は、町民等、すなわち町内に居住する方並びに本町の区域内に滞在する方(通勤、通学等をする方を含む。)及び区域内を通過する方に対し、本条例(案)に基づく空家等対策への協力及び特定空家等と疑われる空家等の情報提供を努めるよう要請しているものです。特定の人に権限を一任するものではありません。特定空家等と疑われる空家等を発見した後の対応として、現地調査(現地調査で不十分である場合は、第9条第2項に基づく立入調査)、第10条第1項に基づく特定空家等の認定(同第2項に基づく審議会からの意見聴取も可能)、第11条に基づく助言・指導から第14条に基づく代執行及び第16条に基づく緊急安全措置の特定空家等の措置に移行し、条文構成としても対応の順序を反映したものとなっております。また、別に本条例(案)施行規則を制定し、施行に関し必要な事項を記載する予定です。</p> |
| 2 | 第6条(空家等対策計画) | <p>第6条の条文中、原案である「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)」の第6条第3項及び第4項の規定が省略されているが、本条例(案)に追加しても問題ないと思う。</p> | <p>本条例(案)は、第1条に規定しているように法を円滑かつ公平に運用し、空家等対策の実施に関する必要な事項を定めることにより、町民の生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的としており、法を原案としておらず、追加する必要性はありません。ただし、法第6条第3項に基づき、空家等対策計画を策定又は変更した際は、遅滞なくこれを公表し、同条第4項に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、県からの情報提供や技術的な助言等は必要に応じて求めていきます。</p> |
| 3 | 第7条(協議会) | <p>第7条第1項の条文に、協議会を置くところがあるが、「課の中に置く」と担当部署を明記する方がより親切で相談しやすいかと思う。</p> | <p>協議会は空家等対策計画を作成及び変更並びに実施に関する協議をするために設置された町の附属機関であり、町役場課内に設置するものではありません。また、久米南町空家等対策協議会設置要綱(平成28年6月20日公示第86号)第9条には、「協議会の庶務は、産業建設課において処理する。」と規定しており、協議会の担当部署を示しております。</p> |

| | | | |
|---|-------------------------|--|--|
| 4 | 第8条(空家等の所有者等に関する情報の利用等) | 第8条第2項の条文における「前項に定めるもののほか」の箇所は、法第10条第2項を受けての同第3項を規定しているため、削除することが良いと思う。 | 第8条第2項の「前項に定めるもののほか」の条文は削除させていただきます。 |
| 5 | 第7条(協議会)及び第17条(審議会) | 「協議会」と「審議会」という二重で審議機関を設ける必要はないかと思う。15人を割いてまで審議するよりは10人の「協議会」で議論及び実行や助言を行った方が良いと思う。 | 協議会の所掌事務として、空家等対策計画の作成及び変更、さらには特定空家等の認定及び措置に関する方針等について協議することが挙げられます。また、委員として、住民自治組織の代表者、町議会厚生産業常任委員長、法務、不動産、建築に関する学識経験者等5名で構成する予定です。 対して審議会の事務分掌は、町が特定空家等であると認定する際や特定空家等の措置(勧告、命令、代執行)する際に意見を述べることです。今後「久米南町特定空家等対策審議会設置要綱(案)」を制定し、法務、不動産、建築に関する学識経験者等を委員とする予定です。 このように「協議会」と「審議会」はそれぞれ異なる所掌事務を持ち、同じ事項を二重に審議するものではありません。 また、審議会においては専門的知識及び経験を踏まえ、客観的に意見具申する必要があることから、法務、不動産、建築に関する学識経験者等を委員としています。 |
| 6 | その他 | 原案である法第11条(空家等に関するデータベースの整備等)、同第12条(所有者等による空家等の適切な管理の促進)及び同第13条(空家等及び空家等の跡地の活用等)の条文が不足していると思う。 | 本条例(案)は、第1条に規定しているように法を円滑かつ公平に運用し、空家等対策の実施に関する必要な事項を定めることにより、町民の生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的としており、法を原案としておらず、追加する必要性はありません。 ただし、法第11条、12条、13条の規定に基づき、必要に応じて対応します。 |